

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）第8条及び新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第3条の規定に基づき公告します。

なお、この入札に係る調達は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和元年5月10日

新潟市病院事業管理者 片柳 憲雄

### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
全身用2管球搭載型X線CT診断装置 1式
- (2) 調達物品の内容等  
入札説明書のとおり
- (3) 納入場所  
新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7）放射線技術科
- (4) 納入期限  
令和元年9月30日まで
- (5) 入札方法  
上記1(1)の調達物品の総価で入札に付する。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表 2 の 9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (5) その他入札説明書で定める要件。

### 3 入札手続等

- (1) 担当部局，問合せ先及び契約条項を示す場所  
郵便番号 950-1197  
新潟市中央区鐘木 463 番地 7  
新潟市民病院事務局管理課用度グループ  
電 話 025-281-5151（代表）内線 3108 F A X 025-281-5187  
電子メール kanri.ch@city.niigata.lg.jp
- (2) 入札説明書等の公開日及び入手方法  
令和元年 5 月 10 日から新潟市民病院ホームページでダウンロードすること。  
<http://www.hosp.niigata.niigata.jp/>
- (3) 一般競争入札参加申請書の提出期間，場所及び提出方法  
令和元年 5 月 10 日から令和元年 6 月 5 日 17 時までに，上記 3 (1) に持参又は郵送（必着）すること。
- (4) 仕様書等についての質疑書の提出期間，場所及び提出方法  
令和元年 5 月 10 日から令和元年 5 月 24 日 17 時までに，上記 3 (1) へファックス又は電子メールにより提出すること。
- (5) 入札・開札の日時，場所  
令和元年 6 月 20 日 10 時 30 分  
場所は，上記 3 (1) の同所 3 階 301 中会議室
- (6) 入札書の提出方法（持参又は郵送すること。）  
持参の場合 上記 3 (5) で指定する日時・場所に持参。  
郵送の場合 令和元年 6 月 19 日 17 時までに上記 3 (1) の場所に必着とする。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
新潟市民病院契約規程第 1 条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第 33 条及び第 34 条の規定による。
- (4) 入札の無効  
ア 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のないものがした入札。

イ 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。

ウ 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札。

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札。

オ 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。

カ 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。

キ 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。

ク その他入札に関する条件に違反した入札。

ケ 入札書記載の金額を加除訂正した入札。

コ 上記エ、オに該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係ない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(1)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。

(9) 落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

(10) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Type and amount of goods to be purchased:  
Dual-source X-ray computed tomography scanner            1 unit
- (2) Date and time for submission and opening of tenders:  
June 20, 2019 at 10:30a.m.
- (3) Contact :  
Niigata City General Hospital  
Department of Hospital Administration,  
Management Division,  
463-7 Shumoku, Chuo-ku,  
Niigata-shi 950-1197  
JAPAN  
Tel: 025-281-5151    Ext. 3108  
FAX: 025-281-5187

入 札 説 明 書

調 達 物 品 名

全身用2管球搭載型X線CT診断装置

新潟市民病院事務局管理課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市民病院契約規程（平成20年新潟市民病院管理規程第26号。以下「規程」という）、新潟市民病院物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成20年新潟市民病院管理規程第28号。以下「特例規程」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 調達物品の番号

新潟市民病院契約公告第3号にかかる、病第2019009号

### (2) 調達物品名及び数量

全身用2管球搭載型X線CT診断装置 1式

### (3) 調達物品の内容等

仕様書のとおり

### (4) 納入場所

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7）放射線技術科

### (5) 納入期限

令和元年9月30日まで

### (6) 予定価格

非公表とする。

### (7) 入札方法

上記1(2)の調達物品の総価で入札に付する。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

### 3 問い合わせ先等

契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ先

郵便番号950-1197

新潟市中央区鐘木463番地7

新潟市民病院事務局管理課用度グループ

電 話 025-281-5151 内線3108 F A X 025-281-5187

電子メール kanri.ch@city.niigata.lg.jp

### 4 競争入札参加申請等

#### (1) ①新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者

本件調達物品の入札に参加を希望する者は、別紙1「一般競争入札参加申請書」を、令和元年6月5日17時までに上記3の場所に直接又は郵便（必着）により提出すること。

#### ②新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者

本件調達物品の入札に参加を希望する者は、別紙1「一般競争入札参加申請書」、及び新潟市契約課において、政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請の手続き（後述の「1.4 競争入札参加資格審査申請」を参照）を行ったことが確認できる書類を、令和元年6月5日17時までに上記3の場所に直接又は郵便（必着）により提出すること。

(2) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(3) 一般競争入札参加資格確認結果通知期限 令和元年6月12日

(4) 一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

### 5 入札保証金

入札保証金は免除する。

### 6 入札及び開札

#### (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日 時 令和元年6月20日 10時30分

イ 場 所 上記3の同所 3階301会議室

#### (2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限

ア 受領期間 令和元年6月13日から令和元年6月19日まで

イ 受領期限 令和元年6月19日17時 必着

ウ 提 出 先 上記3の場所へ提出すること。

(3) 競争加入者又はその代理人は、仕様書、別添「契約書（案）」及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は、別添質疑書を令和元年5月10日から令和元年5月24日17時まで、上記3へファックス又は電子メールにより提出すること。

(4) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(5) 入札会場には、競争加入者又はその代理人以外の者は入場することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札会場に入場することができない。
- (7) 競争加入者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 競争加入者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (9) 競争加入者又はその代理人は、当院様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
- (10) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
  - ア 競争加入者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
  - イ 代理人が入札する場合は、競争加入者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
  - ウ 入札金額
  - エ 履行期限、履行場所
  - オ 品名、数量、単価及び金額
  - カ 品質・規格「仕様書のとおり」という記載でも構わない。
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、競争加入者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書し、加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (14) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (15) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (18) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (19) 開札した場合には、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、6 (1)の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札の提出方法については別途指示する。

また、後記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わるができない。

- (20) 再入札は1回とし、落札者のない場合は公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

## 7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額の訂正や入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札。
- (10) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

## 8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

## 9 契約の停止等

本調達物品の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## 10 契約保証金

新潟市民病院契約規程第 1 条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第 33 条及び第 34 条の規定による。

## 11 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

## 12 支払いの条件

納入物品等の代金は、当院の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

## 13 契約条項

別添「契約書（案）」による。

## 14 競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を、令和元年5月28日までに下記へ提出すること。

なお、申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町602番地 1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話025-226-2213

<http://www.city.niigata.lg.jp/>

別紙 1

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市病院事業管理者

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

(電話番号

)

(FAX番号

)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

公 告 年 月 日	令和元年5月10日
公 告 番 号	新潟市民病院契約公告第3号
調 達 物 品 名	全身用2管球搭載型X線CT診断装置

別紙 3

質 疑 書

年 月 日

(宛先) 新潟市病院事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者 )

(電話番号 )

(FAX番号 )

1 公 告 番 号

2 調 達 物 品 名

質 疑 事 項

注1 回答は、本質疑書の提出後10日以内に、新潟市民病院ホームページの当該調達物品の一般競争入札公告一覧に掲示します。

注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注3 提出期間を過ぎた場合は受理しません。

# 入札(見積)書

年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

住 所

氏 名 ㊟

受 任 者 ㊟

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の上入  
札(見積)いたします。

金 額	円			
履 行 場 所				
品 名	品 質・規 格	数 量	単 価	金 額

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

# 委任状

年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名

㊞

受任者 氏名

㊞

記

件名

【受任者が入札する場合の記載例】

記載例

別記様式第1号  
入札用(物品・委託)

〇〇年〇月〇〇日

入札(見積)書

新潟市病院事業管理者 様

●代表者本人が入札する場合は記入しない。  
●委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町  
〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 △△株式会社  
(注) 新潟支店長 〇〇 〇〇

受任者 〇〇 〇〇 (印)

新潟市病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の上入札(見積)いたします。

金額	¥〇〇〇, 〇〇〇 円			
履行場所	〇〇〇〇			
品名 △△△	品質・規格 △△△	数量 〇〇	単価 〇〇	金額 〇〇〇, 〇〇〇

「仕様書のとおり」という記載でも結構です。

(注)：新潟市入札参加登録での名称及び届出使用印

同一の印

別記様式第2号

委任状

〇〇年〇月〇〇日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町  
〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 △△株式会社  
新潟支店長 〇〇 〇〇 (印)

受任者 〇〇 〇〇 (印)

記

件名 〇〇〇〇〇

届出印の使用

※社印・代表者印は新潟市競争入札参加資格登録での「使用印鑑届」で登録された印で押印願います。

## 全身用 2 管球搭載型 X 線 C T 診断装置仕様書

### 趣 旨

新潟市民病院に設置予定の全身用 2 管球搭載型 X 線 C T 診断装置の調達に関する契約履行について必要な事項を定めるものとする。

#### 1 調達物品名

全身用 2 管球搭載型 X 線 C T 診断装置

#### 2 履行場所

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木 463 番地 7）放射線技術科

#### 3 履行期限

令和元年 9 月 30 日まで

#### 4 納入物品

##### （1）物品名

全身用 2 管球搭載型 X 線 C T 診断装置 1 式

##### （2）要求仕様

当該システムは、別紙「全身用 2 管球搭載型 X 線 C T 診断装置要求仕様書」の要件を満たしたものであること。

##### （3）対象機器（参考銘柄）及び構成内訳

入札対象機器は、下記のとおりとする。

各機器の詳細および構成内訳は、別紙「全身用 2 管球搭載型 X 線 C T 診断装置明細書」のとおり。

全身用 2 管球搭載型 X 線 C T 診断装置

シーメンス社 「SOMATOM Drive」

##### （4）付随費用

本入札金額には次の費用を含む。

①入札対象物品の運搬・搬送・設置施工・調整費等

②関係法令に基づく全ての申請関係書類の作成及び計測・試験等

##### （5）保守体制

###### ①保守体制

通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。

詳細は別紙「全身用 2 管球搭載型 X 線 C T 診断装置要求仕様書」のとおり。

## ②支援体制

年間を通じて24時間の連絡ができる体制であり、障害時において復旧のため通報を受けた場合、迅速に対応ができる体制であること。

詳細は別紙「全身用2管球搭載型X線CT診断装置要求仕様書」のとおり。

## ③保証期間

納入検査確認後、1年間は通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。

## (6) 設置条件

①入札後実際の納入期日までにモデルチェンジ等により、対象物品を納入することができなくなった場合には、病院側と協議のうえ後継機種を納入すること。

## ②取扱説明

取扱説明に関する教育訓練は、当院が指定する日時、場所で行うこと。

詳細は別紙「全身用2管球搭載型X線CT診断装置要求仕様書」のとおり。

## 5 同等品の照会

上記4(3)記載の機器以外の同等の品質、機能を有する製品(同等品)の納入を希望する場合は、下記により照会し、了承を得ること。

- |          |                                                                                              |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 照会方法 | 別紙様式「同等品承認願」に、該当する品名及び同等品のメーカー名、銘柄等を記載するとともに、カタログの写し等を添付する。必要に応じ同等の品質、機能を有することを証する資料を添付すること。 |
| (2) 照会期間 | 令和元年5月31日17時まで                                                                               |
| (3) 照会先  | 新潟市民病院事務局管理課用度グループ                                                                           |
| (4) その他  | 持参またはFAXによる                                                                                  |

## 6 守秘義務

落札者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 全身用2管球搭載型X線CT診断装置要求仕様書

1	ガントリ本体について、以下の要件を満たしていること。	
	1	ガントリ開口径は780mm以上であること。
	2	ガントリの回転方式は、リングモーター（ダイレクトドライブ）方式であること。
	3	ガントリ最速回転速度はフルスキャンで0.28秒/回転以下であり全身で使えること。
	4	ガントリ内の冷却機構は患者に影響のない水冷方式であること。
	5	ガントリ回転部からのデータ転送方式は、高速で大容量転送可能な非接触型RF転送方式を採用していること。
	6	ガントリ制御操作パネルはタッチパネル型液晶タイプであり、ガントリ前面および背面の左右に計4か所に有していること。
	7	タッチパネル型液晶ディスプレイには、患者情報、撮影条件、寝台位置及び心電波形を表示可能であること。
	8	光学・赤外線カメラによって、被検者形状、位置、方向を3次元的に認識し、ワンボタンで正確なポジショニングを行う機能を有していること。
	9	1ボタンで患者テーブルがホームポジションに復帰するキーをガントリ操作パネル及び操作コンソールに有すること。
2	X線管装置について、以下の要件を満たしていること。	
	2-1	X線管は自社製であり、ガントリ内に2基搭載していること、
	2-2	高い冷却効率を得るため陽極はX線管壁に取り付けられており、冷却オイルで直接冷却可能な設計であること。
	2-3	冷却効率は7300kHU/分以上であること。
	2-4	陽極蓄積熱容量は実効で50MHU以上であること。
	2-5	X線焦点サイズは2焦点以上であり、全ての焦点サイズは1.0mm <sup>2</sup> 以下であること。
	2-6	X線焦点位置は電磁偏向コイルで偏向可能であり、回転方向及び体軸方向へ焦点位置を偏向させながら撮影可能であること。
	2-7	低エネルギー側の成分をできるだけ抑制するボウタイフィルタを有すること。
	2-8	胸部の低被ばく撮影等、X線管側にX線スペクトラムを変調させて撮影を行うSnフィルタを有していること。
	2-9	Dual Energyスキャン時にX線スペクトルの変調を目的としたSnフィルタを有していること。

3	<p>高圧発生装置について、以下の要件を満たしていること。</p>	
	3-1	<p>高圧発生装置はガントリ内に2基搭載しており、それぞれ異なる管電圧設定で撮影することが可能であること。</p>
	3-2	<p>電圧制御方式は高周波インバータ方式であること。</p>
	3-3	<p>最大定格出力は高圧発生器1基につき100kW以上であり、2基の発生器同時撮影時での最大出力は200kW以上であること。</p>
	3-4	<p>管電圧は70kV以下から140kV以上まで選択可能であり、10kV刻みで管電圧設定可能であること。</p>
	3-5	<p>最大管電流は発生器1基につき800mA以上設定可能であり、2基の発生器同時撮影時では最大1600mA以上設定可能であること。</p>
	3-6	<p>被ばく低減のため、X線管電流自動制御機能を有していること。</p>
4	<p>X線検出器装置について、以下の要件を満たしていること。</p>	
	4-1	<p>X線検出装置はガントリ内に2基搭載していること。</p>
	4-2	<p>データ収集を行うDAS (Data acquisition system) は総計で256DAS以上有していること。</p>
	4-3	<p>X線検出装置は発光素子・フォトダイオード・DASが蒸着されている一体型設計であること。</p>
	4-4	<p>データ収集コリメーション厚は、アイソセンターにおいて0.6mm以下であること。</p>
	4-5	<p>高精細撮影が行える様、X線検出器の前面に楕型グリッドを挿入しての検査が可能であること。</p>
	4-6	<p>体軸方向1列あたりの実効検出チャンネル数は、オフセット方式を用いずに1300ch以上であること。</p>
	4-7	<p>データ収集数は、4500ビュー/秒以上であること。</p>
5	<p>撮影寝台装置について、以下の要件を満たしていること。</p>	
	5-1	<p>寝台の天板は強度に優れたX線吸収の少ない材質であること。</p>
	5-2	<p>撮影天板の上昇速度は最大50mm/秒以上であること。</p>
	5-3	<p>寝台の最低高は、床面から490mm以下であること。</p>
	5-4	<p>最大撮影範囲は、2000mm以上であること。</p>
	5-5	<p>撮影天板の水平移動速度は最大400mm/秒以上であること。</p>
	5-6	<p>寝台の許容重量は、227kg以上で精度を保証できること。</p>
	5-7	<p>天板の移動再現性精度は±0.25mm以下であること。</p>
	5-8	<p>検査の効率化の為に、寝台の上下動を行うためのフットペダルを2カ所以上に有していること。</p>
	5-9	<p>患者へのアプローチを考え、ガントリと寝台間にスタッフが入れる様380mm</p>

		以上離れていること。
	5-10	安全のため寝台レールに点滴等が挟まりにくい構造のマット（またはカバー）を用意すること。
	5-11	乳幼児専用の固定具を準備すること。
6		操作コンソールについては、以下の要件を満たしていること。
	6-1	操作コンピュータのCPUはQuad Core 3.60 GHz以上であること。
	6-2	操作コンピュータのメインメモリーは16GB以上であること。
	6-3	基本OSは拡張性の高いMicrosoft社製Windowsを採用していること。
	6-4	画像保存として520,000以上操作コンソールに保存可能であること。
	6-5	画像保存としてCD-R又は、DVDにDICOM規格にて保存可能であること。
	6-6	患者に対する指示音声は、スキャン操作に連動して自動的に行えること。
	6-7	インジェクターとの連動が可能であること。
	6-8	3次元画像処理としてMPR/MIP/SSD/VRT画像を表示することが可能であること。
	6-9	頭部・体幹部検査において画像再構成時に3軸を自動で合わせる機能を有していること。
	6-10	脊椎の形状に走行したアキシャル断面及び同画像に脊椎のラベリングを自動で行う機能を有していること。
	6-11	急な停電・瞬電時に画像データを損失しない様、操作コンピュータには無停電装置（UPS）を準備すること。
	6-12	クラウド処理に対応可能なインターフェイスを準備すること。（ハードウェアが必要な場合は別途準備すること）
7		画像再構成コンピュータについては、以下の要件を満たしていること。
	7-1	画像再構成法として、Filtered back-projection法及びモデルベース逐次近似画像再構成法が可能であること。
	7-2	Filtered back-projection法における画像再構成時間は秒間100画像以上であること。
	7-3	モデルベース逐次近似画像再構成法における画像再構成時間は秒間50画像以上であること。
	7-4	画像再構成領域は50mmから最大780mmまで可能であること。
	7-5	生データ保存として3.8TB以上の容量があること。
	7-6	コンベンショナル撮影における画像スライス厚の選択範囲は0.5mm以下から最大20mm以上の範囲で15種類以上選択できること。
	7-7	らせん状撮影における画像スライス厚の選択範囲は0.4mm以下から最大10mm以上の範囲で10種類以上選択できること。

	7-8	コンベンショナル撮影及びらせん状撮影において、画像再構成間隔は最小0.1以下で設定可能であること。
	7-9	画像再構成（スライス厚、関数等）は1回の撮影で同時に8種類以上、事前設定可能なこと。
	7-10	金属アーチファクト低減のためのアルゴリズムを有していること。
8		撮影性能については、以下の要件を満たしていること。
	8-1	撮影方式はコンベンショナル撮影及び螺旋状撮影が可能であること。
	8-2	2対のX線管・マルチスライス検出器での撮影が可能であること。
	8-3	造影剤注入の状態をモニタリングスキャンし、自動でスキャンスタートが可能な機能を有していること。
	8-4	モニタリングの確認画像は512×512マトリクスで表示されること。
	8-5	らせん状撮影において、被検者の体厚に応じて最適なX線量となるように管電流が自動制御される機能を有すること。
	8-6	感受性の高い臓器（水晶体・甲状腺・乳房）に対して表面線量が上がらない撮影方式が可能であること。
	8-7	位置決め撮影は、以下の要件を満たしていること。
	8-7-1	撮影範囲は128mm以下から2000mm以上可能であること。
	8-7-2	X線管の停止位置は、AP/PA/LATの3種類以上選択可能であること。
	8-7-3	撮影中はリアルタイムで撮影範囲を表示することができ、途中で撮影を止めることが可能であること。
	8-7-4	被ばく低減を考え、X線スペクトラムを変調させた撮影が可能であること。
	8-7-5	位置決め撮影後、事前に設定した撮影プロトコールに合わせて自動で撮影範囲を設定する機能を有していること。
	8-8	コンベンショナル撮影は、以下の条件を満たしていること。
	8-8-1	最大データ収集スライスは総計で256スライス以上であること。
	8-8-2	最速ガントリ回転速度は0.28秒/回転以下であること。
	8-8-3	最大撮影範囲は2000mm以上であること。
	8-8-4	最小サイクルタイムは0.75秒以下であること。
	8-9	らせん状撮影は、以下の条件を満たしていること。
	8-9-1	最大データ収集スライスは総計で256スライス以上であること。
	8-9-2	最速ガントリ回転速度は0.28秒/回転以下であること。
	8-9-3	最大撮影範囲は1840mm以上であること。
	8-9-4	全身検査において最大撮影ピッチは3.0以上を選択可能であること。
	8-9-5	心電同期における検査においては、最大撮影ピッチ3.2以上を選択可能である

		こと。
8-9-6		最大撮影速度は秒間400mm以上であること。
8-9-7		撮影中は撮影断面をリアルタイムで画像表示可能であり途中で検査を止めることができること。又、検査後においてもリアルタイムの画像を見ることが可能であること。
8-10		心電同期撮影・画像再構成は、以下の条件を満たしていること。
8-10-1		心電計はガントリ内に内蔵されており、心電ケーブルの接続端子は撮影寝台に有していること。
8-10-2		心電波形はガントリ液晶ディスプレイ及び操作モニタ両方で表示可能であること。
8-10-3		最速ガントリ回転速度は0.28秒/回転以下であること。
8-10-4		ハーフ再構成における時間分解能は75msec以下であること。
8-10-5		データ収集方式は、プロスペクティブ撮影及びレトロスペクティブ撮影が可能であること。
8-10-6		プロスペクティブ撮影において、心臓全体を1心拍以下（1秒以下）の時間で撮影可能であること。
8-10-7		心臓を含めた広範囲の撮影時において、心電同期をかけたまま途中でピッチを変更することなく600mmの撮影範囲を2秒未満で撮影を行うことが可能であること。
8-10-8		プロスペクティブ撮影において不整脈対策が行われていること。
8-10-9		プロスペクティブ撮影においても、検査後に心電位相を変えての画像再構成が可能であること。
8-10-10		レトロスペクティブ撮影において、R-R間隔のパーセント及び時間数値の入力で画像再構成タイミングの設定が可能であること。
8-10-11		モーションマップ法による、最適な心位相を自動で選択する機能を有していること。
8-10-12		心臓検査専用の被ばく低減機能が搭載されていること。
8-10-13		心臓専用被ばく低減フィルタが搭載されていること。
8-10-14		画像再構成アルゴリズムは複数有していること。
8-10-15		ステント内腔評価専用アルゴリズムを有していること。
8-11		広範囲4次元撮影機能は、以下の条件を満たしていること。
8-11-1		480mm以上の範囲においてデータ収集が可能であること。
8-11-2		テーブルのイン・アウトを繰り返すデータ収集方式を採用していること。
8-12		Dual Energy撮影機能は、以下の要件を満たすこと。
8-12-1		2種類の管電圧による異なるデータセットの同時取得が可能であること。

	8-12-2	全身領域において、Dual Energyイメージングが可能であること。
	8-12-3	2対のX線管とマルチスライス検出器によりデータ取得が可能であること。
	8-12-4	高圧側電源側に線質変調を可能とする機構が搭載されていること。
	8-12-5	被ばく低減として管電流制御が可能であること。
	8-12-6	検査終了後、自動でDual Energy解析が行える機能を有すること。
9	2管球搭載型CT装置専用画像解析装置 (syngo via) については以下の要件を満たしていること	
	9-1	UPS付のサーバクライアントタイプ (Lサーバー 同時アクセス24000スライス以上) を用意すること
	9-2	画像解析装置は当院のPACSに接続され、CT装置本体同様にネットワーク接続すること。
	9-3	操作室と読影室用に3台の端末を用意すること (または環境を用意すること)
	9-4	Dual Energyイメージング解析は以下の要件を満たしていること。
	9-5	2つの異なる組成の分離を行う解析ソフトウェアを有していること。
	9-6	3つの異なる組成を識別する解析ソフトウェアを有していること。
	9-7	自動骨除去のソフトウェアを有していること。
	9-8	石灰化を識別し、ON/OFFが可能なソフトウェアを有していること。
	9-9	造影剤と血栓を識別し、異なる色で表示できるソフトウェアを有していること。
	9-10	尿酸系の結石かシュウ酸カルシウム系の結石かを識別できるソフトウェアを有していること。
	9-11	尿酸を可視化するソフトウェアを有していること。
	9-12	造影検査から仮想的な非造影の画像を作成できるソフトウェアを有していること。
	9-13	造影剤のみを取り出して画像化するソフトウェアを有していること。
	9-14	造影の比率を0%~100%まで可変することができるソフトウェアを有していること。
	9-15	血腫と新たな出血 (髄内出血も含む) との鑑別が行えるソフトウェアを有すること。
	9-16	肺の灌流情報が得られるソフトウェアを有していること。
	9-17	心筋の評価が行えるソフトウェアを有していること。
	9-18	140kVの画像と80kVの画像を任意の比率で足し合わせることでできるソフトウェアを有していること。
	9-19	仮想的に任意の電圧に相当する画像を作成することができるソフトウェアを有していること。
	9-20	心臓専用解析ソフト (CT心筋perfusion解析) を有していること。

	9-21	複雑な反射光を利用できるCinematic VRTを有していること。
10		造影剤注入装置については、以下の要件を満たしていること。
	10-1	インジェクターヘッドは生理食塩水の後押し機能を有するデュアルタイプで、生理食塩水の後押しにはプランジャー付きディスポシリンジが使用可能であること。
	10-2	SDカードスロットを有し、プロトコールの追加削除が可能であること。
	10-3	撮影室側で注入圧力を監視する事ができるモニターを有すること。
	10-4	インジェクターヘッドに造影剤シリンジを載せる事により、造影剤シリンジに装着されたICタグの情報を読み取る機能を有すること。
	10-5	赤外線により、造影剤の血管外漏出を検知するシステムを有すること。
	10-6	小児造影検査に対応する機能を有し、20mlのディスポシリンジが使用可能であること。
	10-7	Test Bolus Tracking法に対応した、注入モードを備えていること。
	10-8	造影剤と生理食塩水の混合注入を行う事ができ、混合比率を1%単位で設定する機能を有すること。
	10-9	造影剤の注入から生理食塩水への注入に任意のタイミングで切り替える事ができるシステムを有すること。
	10-10	RISよりMWMを受信し、注入結果情報をPACSに送信する機能を有すること。
	10-11	インジェクターヘッドは天井懸垂型であること。
	10-12	CT装置との連動機能を備えること。
	10-13	既存のインジェクターの移設工事を行うこと。
	10-14	CT装置とインジェクタ装置をCANプロトコルで、連動する機能を有すること。 (運用については当院と協議のうえ実施すること)
11		ネットワーク接続関連は、以下の要件を満たすこと。
	11-1	落札業者は、CT装置導入に関わる全てのネットワーク接続について最善の接続方法を提示し、CT担当責任者ならびに医療情報担当者と打合せの上、接続を行うこと
	11-2	CT装置本体は、当院既設のRIS、PACSに接続され、MWM、MPPSにて画像情報・患者情報の受け渡しができること。
	11-3	MWM接続にて患者情報を受け取る際、依頼科・依頼医師の項目をDicom情報としてRIS側から半角英数文字で受け取るようにすること。
	11-4	CT装置本体は、当院既設のPACS並びに全てのワークステーション・線量管理端末・他装置等に接続され、S/R,Q/Rができること。(既設SOMATOM Definitionで接続済みのものは全て接続)

	11-5	テラリコン社製ワークステーションからZio station 2をS/R、Q/R出来るようにDicom接続すること
12	CT室運用必要備品は、以下の要件を満たすこと。	
	12-1	患者監視カメラを設置し、操作室に専用のモニタを設置すること。また、設置場所についてはCT担当者と相談の上、設置すること。
	12-2	撮影室側に安全のため集音マイクを設置すること。
	12-3	患者状態把握のため、撮影室と操作室にも心電図モニタを有すること。
	12-4	CT生検用は無影灯を用意し、当院と協議の上据え付けすること。
	12-5	操作に必要な机・椅子を当院と協議の上、用意すること。
	12-6	防護プロテクタ用にスタンド式ハンガーを1式用意すること。
	12-7	CT室用に防護プロテクタ2枚を用意すること。
	12-8	既存のプロテクター置き場を当院と協議の上、撤去または移設すること。
	12-9	CT検査用に形式CSGS-032C、CSSI-001Aのソフトウェアを追加すること。
13	既存システムの拡張	
	13-1	既設ザイオステーション2に下記項目を追加すること
	13-2	最大1/3のDICOM可逆圧縮が可能である独立した画像サーバー（磁気ディスク）を当院と協議のうえ設置すること
	13-3	CT心筋ECV解析ソフトを有し下記項目を満たすこと
	13-4	造影前データと遅延造影データを使用し、左室内腔CT値とヘマトクリット値を利用してECVを算出できること。
	13-5	算出したECVを全体／内膜側／外膜側でBull's eye Map表示が可能で、かつ17セグメント表示できること。
	13-6	MRトラクトグラフィを有し、下記項目を満たすこと
	13-7	サーフェスレンダリングで表示されたトラクトの走行とCTなど別モダリティのボリューム画像との重ね合わせができること。
	13-8	シード、通過、回避のROI設定が行えること。
	13-9	アプリケーションを最新バージョンにバージョンアップすること
	13-10	Zio station2の拡張に当たっては既存のデータ・接続等運用に支障が無いようにすること
14	保守管理、精度管理に関する要件・備品は、以下の要件を満たすこと。	
	14-1	DECT評価用ファントムTR-J型を納めること
	14-2	ファントム用の寝台置型調整用固定具（41919-010）を納めること
	14-3	頭部固定具として撮影用真空固定具を3式を納めること
	14-4	下肢固定具としてかかと用サポートを2式を納めること

	14-5	小児専用固定具を納めること
	14-6	学会の勧告に基づくCT線量測定のため、線量計Raysefe X2 CTセンサーと解析ソフトを納めること
	14-7	CT線量測定・管理用にノートパソコン一式(Office home & business2019を有する)を納めること
	14-8	吸収線量測定のため板状ファントム41442-000 XAC-10型を2式納めること
	14-9	医療安全関連通知に対応するため医療機器管理システムを納め協議の上システムと接続すること
	14-10	納めた固定具等や備品のための棚を設置すること
	14-11	心電図同期CT用 Ivy biomedical 心電図リード ECG患者ケーブル及びリードワイヤ(JMDN35195000)一式を納めること
15	障害支援体制について	
	15-1	障害支援体制は、以下の要件を満たすこと。
	15-2	障害発生時には24時間連絡が可能であり、連絡より2時間以内に本院に到着可能、あるいは復旧見通しを立てられること。
	15-3	電話回線を有すること。
16	装置設置条件について	
	16-1	装置設置条件は、以下の要件を満たすこと。
	16-2	装置が稼働するために電気工事が必要な場合は落札者の負担で実施すること。作業に当たっては、本院の診療業務に支障を来さないよう本院の職員と協議し、その指示によること。
	16-3	装置の搬出、搬入に伴う建築工事については落札者の責任で行うこと。設置時に生じる床、壁、天井等の破損部分を原状に復すること。
	16-4	既存装置の撤去、移設及び調達部品の搬入、据付、調整を行うこと。
	16-5	設置工事は納期、工事期間のスケジュールを事前に打ち合わせ、そのスケジュールに従い完了すること。
17	既設装置撤去、搬出関連について	
	17-1	装置が稼働するために必要な放射線の遮蔽・漏えい線量の計算を行い、法令を満たす床、壁、天井等の建築工事、空調工事は落札者の負担で行うこと。
	17-2	快適な検査環境のために環境照明を設置すること。
	17-3	地震対策を行うこと。
	17-4	既設装置(CT装置ならびにワークステーション含む周辺機器)の移設、設置、撤去は、当院と打ち合わせの上、落札業者の負担で行うこと。
	17-5	撤去及び据付で発生した廃材等は落札業者の負担にて撤去すること。
	17-6	既存電気設備等の施工作业については、他の医療機器への影響も考慮し、施工

		にあたっては十分に注意を払うこと。
17-7		廃材等については、関係法令に反する事無く適正に処分し、処分に関する証明としてリサイクル証明書を提出（原本、写しを問わず）すること。
17-8		落札業者は、放射線管理区域内で調整等の作業をする際、当院の放射線予防規程等を遵守して施工、安全を第一にすること。
17-9		機械及び周辺装置の配線等は、当院の関係者と十分協議したうえで施工すること。
17-10		調達物品の設置にあたっては、当院の設置条件に照らし合わせて、電気（分電盤）容量、建築基準、消防法等関連法規に抵触しないよう予め確認すること。
18	基本保守業務（定期点検メンテナンス）について	
18-1		検査室内及び操作室その他設置した装置の温度、湿度管理が必要な場合には空調設備を準備すること。
18-2		装置取り扱いに関し、本院担当者に教育訓練を行うこととし、予定表を提出すること。
18-3		医療法申請に伴う X 線遮蔽計算書の作成および設置撮影室の X 線漏洩線量測定を行うこと。
18-4		既存のドライイメージャー、および画像サーバーと接続し、円滑に運用できること。
19	基本保守業務等は、以下の要件を満たすこと。	
19-1		無償保証期間内は管球を含む納入したすべての部品に対して無償交換を行い、期間内に1回以上定期点検を行うこと。
19-2		調達物品の故障、不具合に対して、保守等に関する契約を締結するか否かに関わらず夜間及び祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
19-3		本調達物品の保証対応期間は納入検査時より1年間とし、調達物品は、納入後においても稼動に必要な消耗品及び故障時に対する交換部品の安定供給が確保されていること。
19-4		納入業者の負担により当院指定の電話回線を設置し、電話回線を使用したオンラインでの保守管理が24時間出来るリモートメンテナンス体制を有すること。
19-5		障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有することを証明すること。
19-6		無償保証期間内に行った調整・修理等全ての作業について、その作業内容をその都度関係部署へ報告をすること。
19-7		無償保証期間後の保守契約は当院と協議すること。
20	導入に伴う稼働準備および運用・教育体制等は、以下の要件を満たすこと。	

20-1	導入前に、落札業者の負担にて、これまで導入した施設研修並びに落札業者が保有する訓練施設に担当技師2名以上を派遣し教育訓練を行うこと。
20-2	稼動にあたり、落札業者の負担にて、当院に操作説明員を派遣し、担当医師及び担当技師への教育訓練を行うこと。また、その後必要に応じて派遣又は電話の対応等の体制を確保すること。
20-3	本装置の操作に必要な、マニュアルを用意すること。
20-4	設置時における最新機器及び最新バージョンを導入すること。
20-5	受け入れ試験時に、漏洩線量測定を行い、測定結果を提出すること。
20-6	保障期間内にソフトウェアのバージョンアップが発生した場合、速やかに情報提供し対応すること。
20-7	本システム導入後、保障期間中は、無償で、点検、調整、修理、交換に応じること。
20-8	受け入れ試験は当院の診療放射線技師立ち合いで行うこと

全身用2管球搭載型X線CT診断装置 明細書

参考銘柄の場合

メーカー等	品名・型式・機能等	品番	数量
シーメンス	2管球型(Dual Source)CT装置 『SOMATOM Drive』		1式
	内訳)		
	1.SOMATOM Drive 本体		1式
	1-1.ガントリーシステム		1式
	780mm 大開口径デザイン		
	高速回転時安定時シリンダフレームガントリー		
	リングモーター(ダイレクトドライブ)方式		
	全身撮影対応 0.28 秒高速回転		
	非接触型電源転送システム		
	液晶制御タッチパネル		
	ガントリー冷却機構(水冷方式)		
	1-2.X線検出システム(Stellar インフイニティー Detector)		2式
	2×Stellar インフイニティー デテクター		
	高感度検出素子(Ultra Fast Ceramic)		
	高速データ収集システム(DAS)		
	1-3.X線高電圧発生装置		2式
	小型高電圧発生装置(インバーター方式)		
	自動管電流制御機能対応		
	1-4.Statton MX Sigma X線管		2式
	直接陽極冷却設計		

	焦点電磁偏向機構(Flying Forcal Spot)		
1-5.撮影患者寝台			1 式
2000mm 撮影範囲(延長天板含む)			
撮影寝台昇降用フットスイッチ			
天板フリースイッチ			
1-6.操作コンソール(Acquisition Workplace)			1 式
キーボード、マウス、19 インチ液晶モニタ			
画像専用磁気ディスク 2×136GB(520,000 画像)			
ピッチフリー最適マルチスライス撮影機能(SureView)			
1-7.画像再構成ユニット(IRS)			1 式
高速演算画像再構成システム			
Raw データ専用磁気ディスク 3.8GB			
1-8.DistinCT Imaging 機能			1 式
SureView(マルチスライス CT 撮影最適条件)			
Flash Spiral(高速2重らせん撮影)			
2×Adapteve Dose Shield(非対称可変コリメータ)			
CARE Dose4D(最適管電流値自動調整機能)			
CARE kV(最適管電圧自動選択機能)			
CARE Child(70kV 管電圧撮影)			
CARE Dashboard(被ばく低減機能確認)			
CARE Bolus(最適造影効果自動撮影機能)			
DoseMAP(被ばく確認)			
Fast Adjust(最適条件自動設定)			
1-9.DistenCT Reading 機能			1 式
VRT(カラー3次元画像表示)			

WorkStream 4D(ダイレクト3次元再構成)		
Extended Fie(780 mm拡張画像表示機能)		
3次元基本ソフト(MPR/MIP/SSD)		
1-10.オプション		1式
DistinCT Imaging-Advanced パッケージ		
DistinCT-Sigma High Power(高機能オプション)		
High Power 70(70kV 時大出力)		
High Power 80(80kV 時大出力)		
Dual Power 4cm(Full DAS Dual power 撮影)		
10kV Steps(10kV 管電圧設定)		
Tin Filter(X線スペクトラム変調機能)		
X-CARE(臓器毎被ばく低減機能)		
CARE Contract III(インジェクター同期 Class3 接続)		
DistinCT Reading-Advanced パッケージ		
FAST Spine(脊椎自動追従再構成機能)		
iMAR(金属アーチファクト低減機能)		
HD FoV Pro(高精度拡張表示機能)		
z-UHR incl. UHR(0.3 mm高分解能撮影コリメーター)		
DistinCT Function パッケージ		
syngo Dual Energy(デュアルエネルギー撮影機能)		
Scan with Tin Filter(X線スペクトラム変調機能)		
FAST DE Results(Dual Energy 自動解析機能)		
HeartView CT(心電動機撮影及び画像再構成)		
Cardio BestPhase(最適心位相自動検索)		
syngo Calcium Scoring CT(カルシウム計測)		

FAST Phase(最適位相選択)		
Rear cover incl. Touch Paneles(背面タッチパネル)		
Advanced Applications incl. FAST Topo/Planning/3D		
Ring Light (リングライト)		
1-11.画像解析コンソール		1 式
L-Server 本体		
画像解析クライアント端末		
syngo Via General Engine		
syngo CT DE Advanced Package		
syngo Via Cinematic VRT		
syngo CT Myocardial Perfusion		
1-12.標準付属品		1 式
ヘッドホルダー、寝台マット、各種固定スポンジ・ベルト、 キャリブレーションファントム		
1-13.オプション固定具		1 式
乳幼児用固定具		
1-14.搬入・据付調整		1 式
1-15.初期アプリケーション 標準初期トレーニング		1 式
1-16.導入初年度メンテナンス費用		1 式
1-17.周辺機器		1 式
CT 操作及び画像再構成ユニット専用無停電装置(UPS)		
造影剤自動注入器(根本杏林堂社)		
WorkStation AMIN 社(ZioWorkStation)		
機器管理ソフト アゼモトメディカル社製		
線量計 トーレック社 Raysafe X2		
CT ファントム 京都化学社製(TR-J)		

板状ファントム×2	京都化学社製		
CT 頭部固定具×3	六濤社製		
CT 足固定具×2	エスフォーム社製		
防護エプロン×2	スタンド式ハンガー 4 枚掛け 保科社製		
管理用 PC			
固定具備品棚			
TeamPlayBasic			
インジェクター移設費用			
環境照明			
1-18. 建築業にかかわる主要工事			1 式
チラー設備工事			1 式
建築主体工事			
遮蔽計算・漏洩線量測定			
無影灯			
1-19. 接続費用			1 式

別紙様式

同 等 品 承 認 願

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者 )

(電話番号 )

(FAX番号 )

1 番 号

2 品 名

仕様記載の品名	同等品承認希望品

# 契約書 (案)

件名	全身用2管球搭載型 X線 CT 診断装置			
契約金額	¥	円		
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円				
品名	品質・規格	数量	単価	金額
全身用2管球搭載型 X線 CT 診断装置	仕様書のとおり	仕様書のとおり		円
履行期限	令和元年9月30日			
履行場所	新潟市民病院 (新潟市中央区鐘木463-7)			
契約保証金	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第34条第3号により免除			

上記物品供給について新潟市民病院を甲とし、供給者を乙として、甲乙両者は次の物品供給契約条項の定めるところにより契約を締結し、この契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市中央区鐘木463番地7  
新潟市民病院  
新潟市民病院事業管理者 片柳 憲雄

乙 住所

氏名

# 物品供給契約条項

## (総則)

第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 乙は、物品を履行期限までに納入し、甲は、当該物品の代金を支払うものとする。
- 3 納入を完了するために必要な一切の手段については、この契約条項及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約条項及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。

## (契約の保証)

第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号に掲げる保証を付す場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（特許権等の使用）

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（契約の変更）

第5条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

（履行の監督）

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、物品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった日から10日以内に、乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。
- 3 甲は、前項の検査に合格した物品は、その引渡しを受けるものとし、当該検査に不合格となった物品は、期間を定めてその物品を良品と交換させ、補修させ、又は改造させることが

できる。この場合において、乙は、交換、補修又は改造の指示を受けたときは、自己の負担により速やかにこれを履行し、その履行が終了したときは、甲にその旨を通知し、甲の検査を受けなければならない。

- 4 甲は、前項後段の規定による通知があったときは、当該通知のあった日から10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、乙の立会いを得ずにこれを行うことができる。

(検査の遅延)

第8条 甲が、その責めに帰すべき事由により前条第2項又は第4項に定める期間内に同条第2項又は第4項の検査をしないときは、当該期間が満了する日の翌日から当該検査をした日までの期間（以下この条において「遅延期間」という。）の日数は、第11条第2項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延期間の日数が当該約定期間の日数を超えるときは、当該約定期間は満了したものとし、乙は、当該約定期間の日数を超える日数に応じ、同条第3項の規定の例により遅延利息を請求することができる。

(所有権の移転)

第9条 納入された物品の所有権は、第7条第2項の検査（同条第4項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格した時をもって、乙から甲に移転するものとする。

(不合格品の引取り)

第10条 乙は、検査の結果、不合格とされた物品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、前項の物品の保管について責めを負わないものとする。
- 3 甲は、乙が第1項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の物品を返送し、又は処分することができる。

(支払)

第11条 乙は、物品の引渡しを終えたときは、書面をもって当該物品の代金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に物品代金を支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に物品代金が支払われなかったときは、当該物品代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第12条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に

履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに物品を納入することができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に物品の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する代金の額を契約金額から控除した額とする。
- 3 第1項の違約金は、物品代金の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときはこれをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(かし担保)

第14条 物品の引渡し後に甲がかしを発見したときは、乙は、甲の指定する日までに、これを良品と交換し、又は補修するものとする。

- 2 乙が前項の規定による交換又は補修に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者にかしのある物品を良品と交換させ、又は補修させることができる。
- 3 第1項の規定によるかしのある物品の交換又は補修の請求は、当該物品の引渡し後1年以内に行わなければならない。

(危険負担)

第15条 物品の引渡し前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
- (2) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合
- (3) 正当な理由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しない場合
- (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
- (6) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその

支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合

(7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

(8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合

(9) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(10) 乙がこの契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第6号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合

(11) 乙がこの契約に関して第6号から第9号までのいずれかに該当する者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

(12) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合は、物品の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は当該担保をもって違約金に充てることができる。

4 第2項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(談合その他の行為による解除等)

第17条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定による当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。)

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による解除をする場合について準用する。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償

請求をすることができない。

(賠償額の予定)

第18条 乙は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、物品の引渡しの後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 前条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入(契約の適正な履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。